

手続名
介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請手続

担当課・係（連絡先）

高齢者福祉課（049-251-2711 内線392）

手続説明

・概要
介護保険を利用して支払った自己負担額1割（所得に応じた負担割合）の合計が一定金額を超えたとき、超えた分の金額が支給される制度です。同月に一定の金額を超えた場合に、申請によって支給されます。

・対象者（次の（1）～（4）の区分に応じた負担上限額を超えた方）

- (1) 生活保護を受給している方等
負担上限額・・・15,000円（個人）
- (2) 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方
負担上限額・・・24,600円（世帯）
※ただし、以下の二つのいずれかに該当する場合は、24,600円（世帯の場合）、15,000円（個人の場合）が上限金額になります。
 - ① 高齢福祉年金を受給している方
 - ② 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等
- (3) 世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方
負担上限額・・・44,400円（世帯）
- (4) 現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方
 - ・ 年収約383万円以上770万円未満の方
負担上限額・・・44,400円（世帯）
 - ・ 年収約770万円以上1,160万円未満の方
負担上限額・・・93,000円（世帯）
 - ・ 年収約1,160万円以上の方
負担上限額・・・140,100円（世帯）

必要書類

- ・ **マイナンバー確認書類と本人確認書類**
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mvnumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- ・ **介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書**
対象となる方については、市役所高齢者福祉課から申請書を送付いたします。振込先等の登録が必要となりますので、申請書のご提出をお願いいたします。

手続詳細URL

https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kaihoken/kaigo_sogoiigyo/2018-0928-1333-37.html

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	なし